

二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書のあらまし

はじめに

疋田碎石が計画している二上採石場の拡張事業に当たり、地域の環境に及ぼす影響の程度を明らかにするため、「奈良県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書を作成しました。

本書は、準備書のあらましとして、以下のとおりとりまとめました。

事業計画

○事業の目的

本事業は、既存の採石場が採取完了に近づくため、その隣接地に採石場を拡張することにより土石の採取を継続し、奈良県はもとより近隣府県の骨材自給率の向上と安定供給の責務を果たすとともに、地場産業として地域経済に貢献することを目的としています。

○対象事業の内容

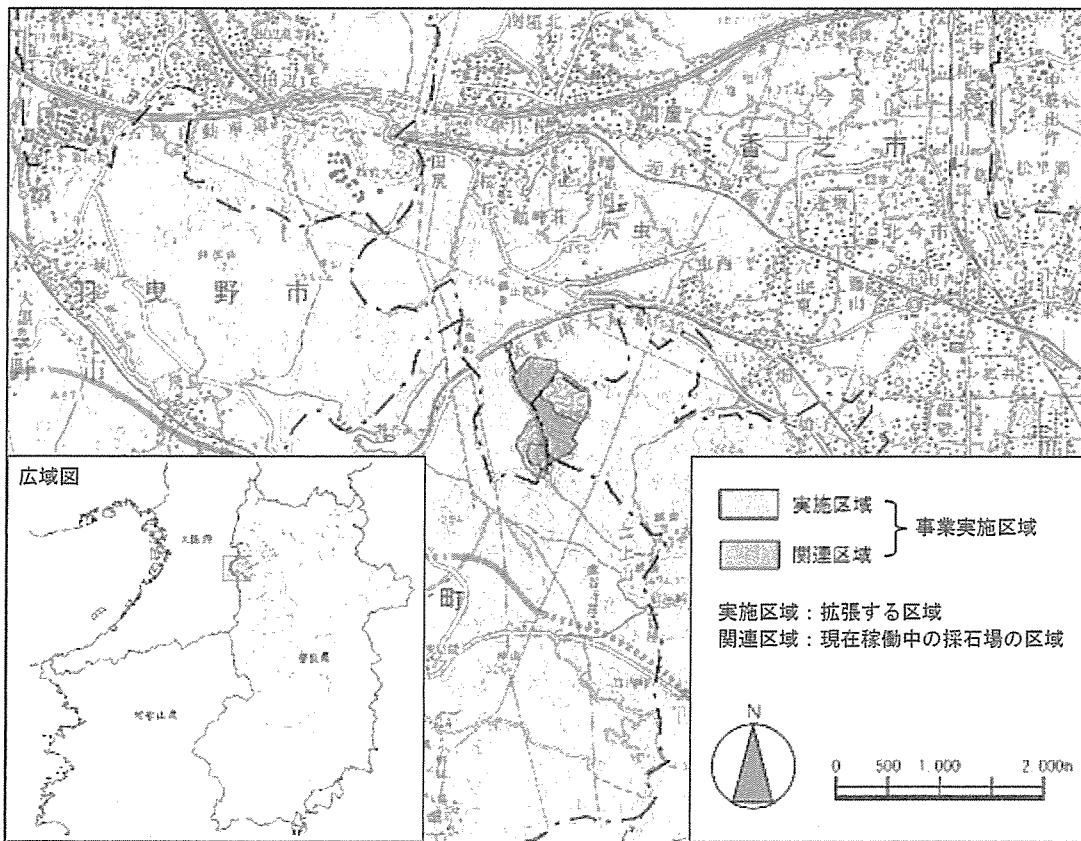
本事業は、「奈良県環境影響評価条例」（平成 10 年 12 月、奈良県条例第 11 号）に基づく“十のイ：土石採取事業の変更の事業”に該当します。事業の名称等は、下表に示すとおりです。

事業の種類及び名称

「奈良県環境影響評価条例」による事業の種類		事業の名称	採石場の面積 (ha)	
関連区域	実施区域		関連区域	実施区域
十のイ	土石採取事業の変更の事業	二上採石場拡張事業	21.07	14.96

○事業実施区域の位置

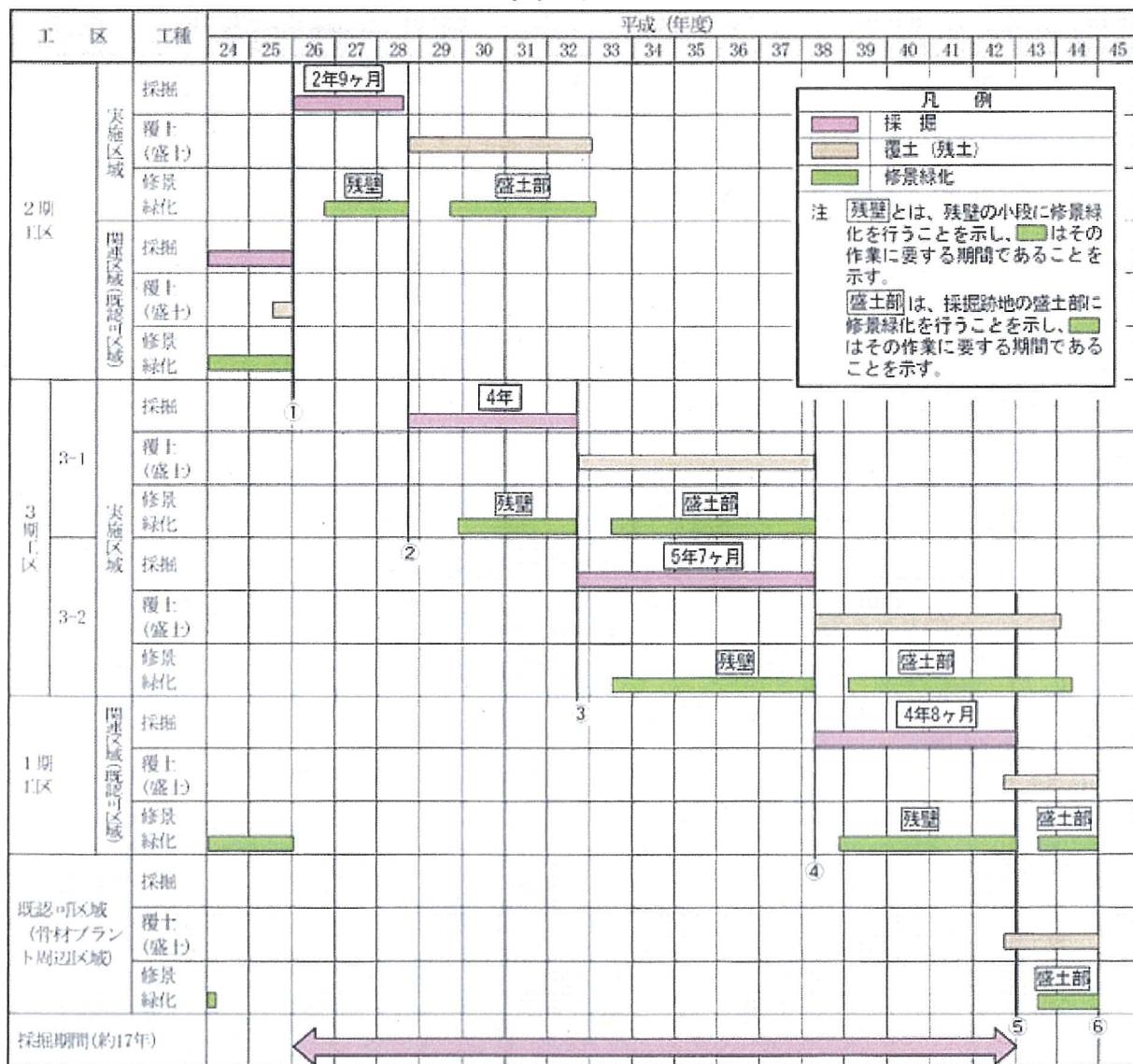
本環境影響評価の対象事業の実施区域は、下図に示すように、奈良県香芝市穴虫 2624-1 番地他 21 筆及び葛城市加守 1464 番地他 18 筆に位置します。



○事業スケジュール

本事業は、下表に示すように3期に分けて採掘を実施する計画であり、採掘期間は概ね17年間を予定しています。なお、採掘後は、修景緑化を行うため、事業は平成44年度までを対象とします。

事業スケジュール



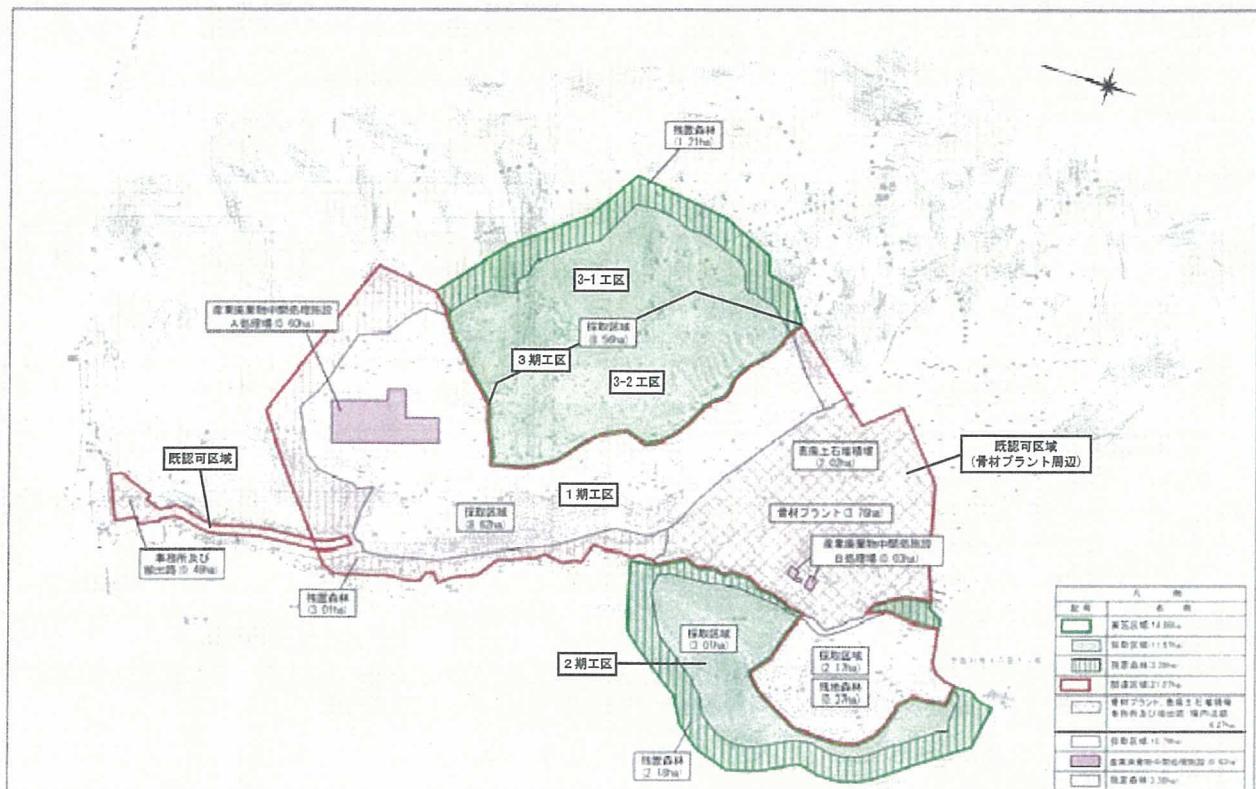
○経年土地利用計画

事業着手からの各期の採掘完了時の採取区域面積を下表に示します。

各期終了時の採取区域面積

区分	採掘区域面積 (ha)			備考 (採石場面積)
	2期工区 採掘完了時 (平成28年)	3期工区 採掘完了時 (平成38年)	1期工区 採掘完了時 (平成42年)	
実施区域	3.01	8.56	0.0	14.96
関連区域	2.54	0.0	8.62	21.07
合計	5.55	8.56	8.62	36.03

また、土地利用計画及び経年土地利用に関する計画を次図に示します。



土地利用計画図



経年土地利用計画図

○骨材生産工程計画

骨材生産の工程概要を右図に示します。樹木伐採・表土除去の上、原石を採取し、骨材プラントへ運搬・破碎・選別を経て、製品を搬出する計画です。

○産業廃棄物中間処理事業の概要

実施区域で発生する伐採木は、関連区域で株式会社疋田建設が運営する産業廃棄物中間処理施設（A処理場）でチップ化し、リサイクル材として販売する計画です。チップ化した製品は、産業廃棄物中間処理施設（A処理場）内で保管します。なお、現在稼働中の産業廃棄物中間処理施設（B処理場）では、コンクリート廃材、アスファルト廃材など（以下「コンクリート廃材等」という。）の産業廃棄物を受け入れ処分しています。このうち、コンクリート廃材やアスファルト廃材は再生加工製品として、また、解体木くず（A処理場）などはチップ化するとともに、リサイクル材として再生し、燃料製品として販売しています。実施区域での伐採木をチップ化したりサイクル材も解体木くずと同様に燃料製品として販売する計画です。

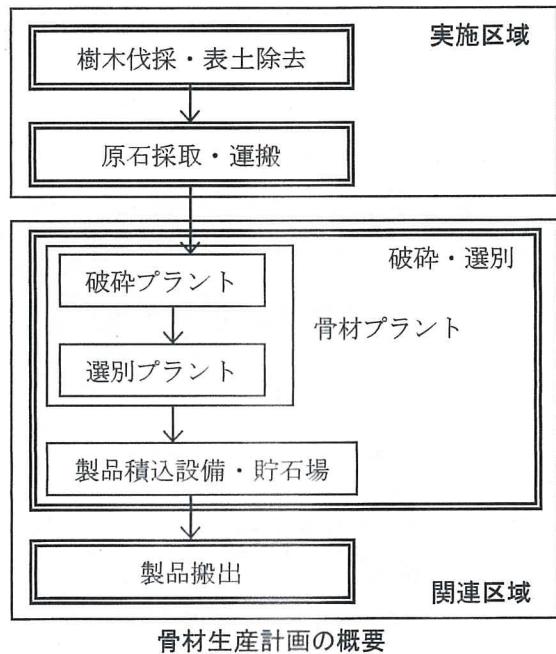
実施区域で発生する伐採木は、木質系廃材処理プラントにおいてチップ化しますが、その過程で発生するゴミや粉じんなどは、現状と同様に備え付けの集塵設備（集塵ライン）により除去します。

○表廃土石堆積処理計画

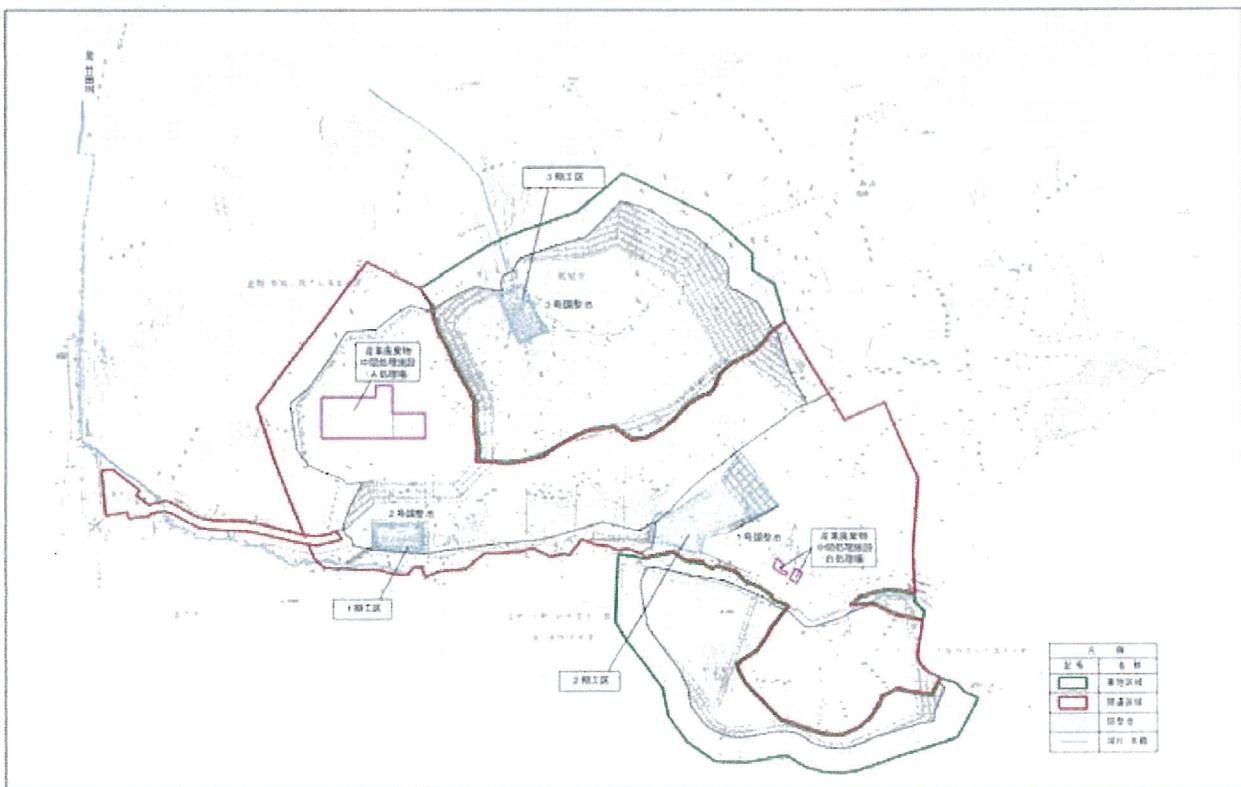
表土除去により発生する表土、骨材プラントでの破碎・選別工程で発生した製品にならない廃石は、表廃土石堆積場にて堆積処理を行います。

○排水処理計画

雨水排水の処理は、対象事業の進捗に従い集水区域ごとに調整池を設け、雨水は構内排水路を経由して、一旦各調整池に集水してから竹田川上流の水路及び3期工区の沢筋へ放流する計画です（下図参照）。なお、調整池が完成するまでは仮池を設けて対応します。



骨材生産計画の概要

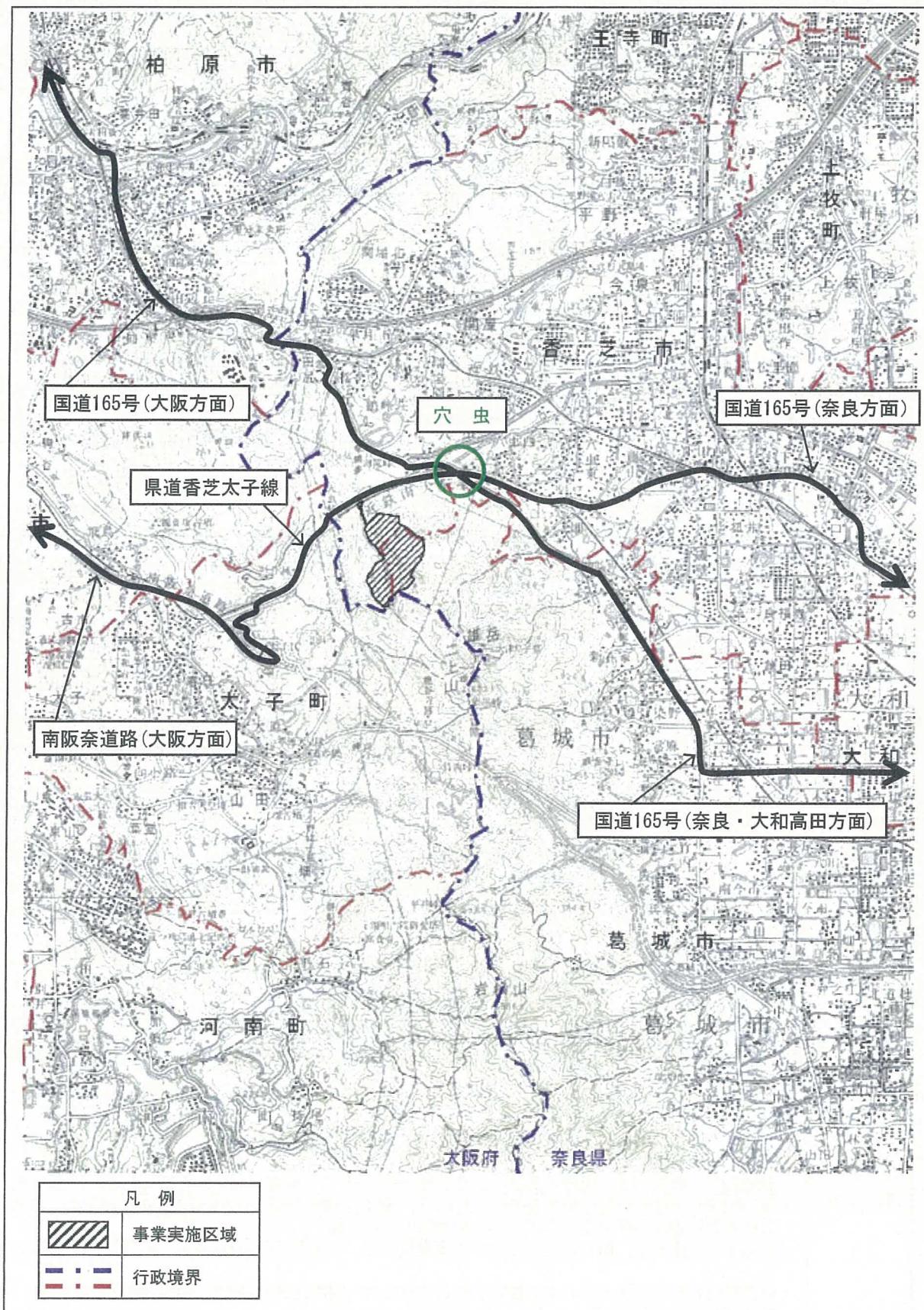


雨水排水計画（調整池設置計画）

○関係車両の運行計画

製品搬出の関係車両の運行は、10t ダンプトラックでの搬出を想定し、全期を通じて平準化となるように1日当たり 177 台（片道）を計画しています。関係車両の運行経路は下図に示すとおりであり、関連区域より私道である搬出入路を経由し、主に県道香芝太子線の穴虫交差点で大阪方面及び奈良方面に分かれます。

なお、採石製品の出荷台数、産業廃棄物中間処理事業に係る台数、修景盛土搬入台数の1日当たりの車両台数を合計すると 10t ダンプトラックで 350 台／日（片道）となり、往復では 700 台／日を運行する計画です。



関係車両運行経路図

○廃棄物処理計画

廃棄物処理計画を下表に示します。

廃棄物処理計画

区分	処理計画の内容	
一般廃棄物	実施区域では、表土除去の際に伐採木（枝葉を含む）が発生するが、すべて株式会社疋田建設に委託してチップ化し、燃料製品として搬出する計画である。関連区域では、事務所から紙屑類及び雑芥類の一般廃棄物が発生する。現在、これらのごみの処理は自治体により収集及び処理を行っており、対象事業実施中も同様の方法により処理する。	
産業廃棄物	廃油	採取機械や運搬機械など重機のメンテナンスにエンジンオイルを使用しており、使用量は年間約1,722リットル程度となる。エンジンオイルの交換の際に生じる廃油は、メーカー引取後に処理業者に委託して適正に処理しており、対象事業実施中も同様の方法により処理する。
発生土	原石採取に先行して表土除去を行うため残土が発生するが、関連区域の表廃土石堆積場へ運搬し、採石法及び「奈良県林地開発許可制度の手引き」に基づき堆積処理する。	
脱水ケーキ	骨材プラントの碎砂洗浄水処理施設（水洗式分別施設）で溜まった脱水ケーキは、現状と同様に「碎石技術指導基準書（平成15年版）」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき、脱水ケーキを安定化するための措置等を行った上で、すべて事業実施区域内で処理し、埋戻し等に再利用する。	

○緑化計画

本事業の実施により、樹木伐採・除根や土地の形状を変更します。このため、速やかに緑豊かな山林としての復元を図ることを基本方針として、採取終了後の最終残壁の小段ごとに順次、緑化を行う計画です。また、対象事業終了後の跡地は、「奈良県林地開発許可制度の手引き」に基づき、緑化する計画です。

具体的には、事業実施区域は国定公園内に位置するため、「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成20年3月、環境省自然環境局）に基づき、当該地域の風致に著しい支障を及ぼさないことを目標に、当該地域及びその周辺に自然に分布する種（郷土種）による緑化を基本として実施します。なお、緑化樹種は、在来郷土種ができるだけ利用するなど「生物多様性の保全」に十分配慮します。

緑化計画の内容を下表に示します。

緑化計画

区分	計画の内容
緑化計画	表土法面 表土の切り出しで発生する表土法面は、勾配を40°以下に整形して郷土種による植栽工を施し、崩壊などの進行がないように保護する。
	最終残壁 最終残壁の切土法面については、これまでに吹きつけによる植生回復を行ってきたが、切土法面での郷土種の発育は芳しくなく外来種が生育してしまうこと、採掘後の法面などには順次盛土を行い郷土種で緑化することから、採掘後の法面には吹きつけによる緑化は行わない。なお、採掘後に現れる一時的な切土法面間の小段については、郷土種の低木を植栽する計画である。
	盛土法面 表廃土石堆積場では、堆積に伴い勾配を1:1.8に仕上げた盛土法面に、郷土種による緑化を行い、また、小段には郷土種の低木を植栽し森林景観の形成及び法面保護を行い粉じんの発生を防止する。
	対象事業終了後の平坦地 対象事業終了後に平坦地となる区域は、速やかに覆土を行った上で郷土種による緑化を行う。
緑地管理計画	緑化復元地においては、山火事・病虫害の防除駆除に留意し、植栽樹木を定期的に点検するとともに、施肥、下草刈りなどをを行い、風倒木・枯損木などは速やかに除去し、新たに苗木の補植などを行って森林の育成を図る計画である。

○公害防止計画

公害防止計画の内容を下表に示します。

公害防止計画①

区分	計画の内容
粉じん 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 実施区域、関連区域及び搬出入路については、乾燥時及び強風時等の気象条件下では現状と同様に必要に応じて散水を行う。 骨材プラントの排出部のうち、粉じんが発生しやすいバルコンペア上については、現状と同様に散水を行う。 発破時の粉じんについては、現状と同様に適正装薬量（過装薬にならない）での発破により粉じんの発生を抑制する。 発破の際の削孔時は、現状と同様に集じん器付きクローラードリルを使用し、粉じんの飛散を防止する。 最終残壁の小段部や採取終了後の平坦地には、現状と同様に速やかに樹木等の緑化を施す。また、対象事業終了後の平坦地にも速やかに樹木等の植栽を施す。 表廃土石堆積場は、粉じん防止のために適宜散水し、堆積完了部より随時、郷土種による緑化を行う。 関係車両の走行に伴う粉じんの拡散を防止するため、場内道路及び搬出入路の制限速度を現状と同様に20km/時以下とする。

公害防止計画②

区分	計画の内容
粉じん防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入路は、現状と同様に適宜清掃し、粉じんの発生を防止する。また、路面への荷こぼれによる粉じんの飛散防止のため、荷こぼれを起こさないよう積載方法について考慮する。 未舗装区間の整備の際は、硬質でシルト分が少ない材料を使用する。また、未舗装区間の最下流部付近に湿式のタイヤ洗浄機を設置する。
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 場内排水溝などの破損による濁水の流出がないよう、現状と同様に巡回パトロールを行い、不良箇所を発見した場合には速やかに修理する。 降雨時に伐採する際は、現状と同様に必要に応じて表土流出防止板柵を設置するなどの対策を講じる。 表廃土石堆積場では、現状と同様に適切な勾配と仮排水施設を設け、常に良好な排水状態を維持する。 実施区域・関連区域の最下流部に「奈良県林地開発許可制度の手引き」に定められた沈砂池及び調整池を設け、可能な限り濁水発生を防止する。 未舗装区間の整備の際は、硬質でシルト分が少ない材料を使用する。また、未舗装区間の最下流部付近に湿式のタイヤ洗浄機を設置する。
大気汚染・騒音・振動防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 発破については、直近民家までの距離が約420mであることから、パワーショベル等の機械の稼働による継続的な騒音に比べて、発破による騒音の影響が大きいと想定される。このため、岩盤の状況等を踏まえながら可能な限りパワーショベルによる岩盤の起碎を行い、発破の実施回数を低減する。 産業廃棄物中間処理施設及び骨材プラントで稼働する機械並びにパワーショベルなどの重機は、現状と同様に日々のメンテナンスの適切な実施により整備不良などによる異常音などの騒音の発生を防止する。 公道を走行するダンプトラック等の大型車は、太子町の市街地を避け南阪奈道路を走行する運行計画を遵守するよう関係会社に徹底する。また、公道を走行するダンプトラック等の大型車は、今後は以下について関係会社に協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> 買い換え時などに、より環境負荷の少ない車両を購入（導入）すること エコドライブを実践すること 柏原市街地を走行する運搬車両は、可能な限り西名阪自動車道を利用すること また、走行台数の平準化及び効率的な運行管理を関係会社と協議し徹底する。

○防災・安全計画

防災・安全計画の内容を下表に示します。

防災・安全計画

区分	計画の内容
実施区域	<p>原石採取に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 部外者の場内立入りを防止するため、採石許認可を得た区域に外周柵を設置する。 採取箇所より30m以上の残置森林を確保する。なお、残置森林の幅については、地形・表土の厚さ及び土質などを考慮し、実施区域境界での表土等の崩壊がないよう設定する。 原石採取に先行し、採取箇所頂端から常時10m以上の表土を除去し作業する。 作業中に岩石等が場外に流出しないような採取方法を実施する。 採取方法は作業能率・災害防止・残壁の保持などの観点から階段採掘法を採用し、すかし掘りは行われない。 小段高さは10m以下とし、採掘作業中の小段幅2 m以上と起碎した原石の広がり幅を合わせた幅を維持するものとする。また、採掘勾配は60°以下とし、岩質に合わせて十分に安全を保持しえる勾配とする。 落石防止のため、現状と同様に1日3回以上現場を巡回し、浮石の点検を行い、発見された場合には安全かつ迅速にこれを除去する。
	<p>発破に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 発破は、削孔方向及び適正装薬量に留意する。 発破を行う際は、現状と同様にあらかじめ危険区域を定め、見張り人を配置し、同区域に関係者以外は立入らないよう措置をするとともに、点火者が拡声器を携帯し、発破予報・警告・終了の通報（サイレンでの警鐘）を行う。 発破の実施は、なるべく現状と同一時刻（昼間の14～15時）に行うようにする。 火薬保管責任者は、現状と同様に火薬類取締法・同施行規則を作業員全員に徹底し、安全教育を十分に行う。
	<p>調整池の維持管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整池内の堆積土砂は、現状の沈砂池と同様に定期的（4回/年）に浚渫を実施するとともに、土砂堆積量が所定の基準を超えることが予想される際にも浚渫を実施する計画である。
関連区域	<p>表廃土石堆積場に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工に先行して現況地盤にある草木の伐採除根を行う。 最上部は植栽に適した土を1 m以上盛土して仕上げる。 最凹部より一層ごとに水平層状に堆積し、ブルドーザーなどで締固めた後に上層の堆積を行う。 法面に盛土を行う場合は、段切りをし、現況地盤と盛土との密着を図り、滑動を防止する。 盛土勾配は1:1.8とし、直高5 m毎に2 mの小段を設ける。
	<p>関係車両の交通安全に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 公道を運行する関係車両（ダンプトラック）の運転手に対しては、現状と同様に定期的に交通安全教育による安全運転の啓発を図り、交通事故の防止に努める。 現状と同様に搬出入路の整備、修復、清掃を実施する。 出荷時の積載量は、現状と同様にトラックスケールで1台ごとに計量管理し、過積載防止を図る。 従業員（積込オペレーターなど）に対し、過積載防止のための教育の実施、積込み数量の実技の反復実習を現状と同様に行う。

関係地域（環境影響評価を実施する区域）

関係地域は、本事業の内容を勘案し、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、奈良県香芝市及び葛城市、大阪府柏原市及び羽曳野市、南河内郡太子町の4市1町としました。

環境影響評価項目の選定

事業特性及び事業実施区域周辺の状況等を勘案し、下表に示す項目を環境影響評価を行う項目として選定しました。

環境影響評価の項目選定結果一覧表

環境要素の区分		対象事業 影響要因の区分	土石事業							
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境		樹木の伐採等	雨水の排水	発破作業	採取の用に供する機械の稼働	施設の稼働	運搬車両の走行	採取区域の存在	跡地の存在
	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 二酸化硫黄 粉じん等	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	騒音	騒音	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
		振動	振動	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	
		低周波音	低周波音			○				
		悪臭	悪臭					○		
		水質	水の濁り 土砂による水の濁り 水の汚れ 水温 富栄養化 溶存酸素量 水素イオン濃度	○ ○				○		
		地形及び地質 その他の環境要素	重要な地形及び地質 日照阻害							
	人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○					○	
		植物	重要な種及び群落	○					○	
		生態系	地域を特徴づける生態系	○					○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○					○ ○	
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○					○ ○	
		文化遺産	文化財及び埋蔵文化財包蔵地							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等	建設工事に伴う副産物	○							
		廃棄物	○			○			○	
		二酸化炭素						○		

注1. 表中の○印は、環境影響評価の項目として選定したことを示します。

2. 「影響要因の区分」欄の「運搬車両の走行」とは、碎石加工製品やリサイクル材等の再生製品の事業実施区域外への搬出、修景盛土材の受入等の事業実施区域外からの搬入に用いる車両等の運行をいいます。

調査及び予測・評価の概要

調査は、平成23年10月から1年間余りにわたって実施し、事業実施区域及びその周辺地域における調査結果をとりまとめました。

また、予測・評価は、事業計画の諸元や調査結果などを踏まえて実施し、環境影響要因毎に影響を予測した結果及び事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響の程度の評価をとりまとめました。

対象事業に係る環境影響の総合的な評価

準備書では、「二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書」に対する知事意見、関係市町長意見及び住民意見等を踏まえて、本事業の影響要因である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」について、13項目（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等）を選定し、調査及び予測・評価を行いました。

予測・評価の結果、「悪臭」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」については、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価されました。また、「大気質」（機械の稼働及び運搬車両の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）、「騒音」、「振動」（機械の稼働及び運搬車両の走行に係る振動）、「低周波音」、「水質」（施設の稼働による水の濁り）、「温室効果ガス等」については、必要な環境保全措置を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価されました。

一方、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる「振動」（発破作業に係る振動）及び「水質」（樹木の伐採等による水の濁り及び雨水の排水による水の濁り）、環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し継続的な監視が必要な「動物」、「植物」及び「生態系」については、事後調査を実施する項目として選定しました。なお、「大気質」（機械の稼働、発破作業、骨材プラント及び産業廃棄物中間処理施設に係る粉じん等）については、地元住民との協議において、本環境影響評価の手続きに関わらず継続して粉じん等の調査を行う覚書を交わしていることから、事後調査を実施する項目として選定しました。

以下に環境項目毎の予測・評価結果の概要を示します。なお、調査結果については、本書では割愛しました。

1. 大気質

○工事の実施

◆樹木の伐採時等における機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

(1) 予測結果

樹木の伐採時等における機械（パワーショベル）の稼働に係る大気質の予測の結果、バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の合計値（年平均値）は、事業実施区域の敷地境界及び事業実施区域に最も近い民家近傍で0.0137～0.0146ppmであり、これを日平均値の年間98%値に換算すると0.027～0.028ppmとなり、整合を図る基準又は目標値である「0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」を満足すると予測されました。また、バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質は0.021003～0.021129mg/m³であり、これを日平均値の年間2%除外値に換算すると両予測地点ともに0.052mg/m³となり、整合を図る基準又は目標である「0.10mg/m³以下であること。」を満足すると予測されました。

(2) 評価結果

各予測地点における樹木の伐採時等における機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、前物質が0.027～0.028ppm、後物質は0.052mg/m³であり、基準又は目標との整合が図られていると評価されました。また、作業者に対する機械の取り扱いの指導及び機械の集中稼働を避けた効率的稼働に関する環境保全措置を実施することで、樹木の伐採時等における機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、できる限り低減されていると評価されました。

◆樹木の伐採時等における機械の稼働に伴い発生する粉じん等

(1) 予測結果

予測の結果、機械の稼働に係る粉じん等（降下ばいじん量）の予測値に現況値を加算した値は、事業実施区域の敷地境界で4.45（冬季）～7.01（秋季）t/km²/月となりました。また、事業実施区域に最も近い民家近傍では2.17（秋季）～3.74（夏季）t/km²/月となり、全ての予測地点で「参考となる値」の10t/km²/月以下になると予測されました。

(2) 評価結果

伐採作業中の散水、作業者に対する機械の取り扱いの指導及び機械の集中稼働を避けた効率的稼働に関する環境保全措置を実施することで、樹木の伐採時等における機械の稼働に係る粉じん等の影響は、できる限り低減されていると評価されました。

○土地又は工作物の存在及び供用

◆発破（岩盤の起碎）作業に伴い発生する粉じん等

(1) 予測結果

予測の結果、発破作業に係る粉じん等（降下ばいじん量）の予測値に現況値を加算した値は、事業実施区域の敷地境界で3.65（秋季）～5.43（春季）t/km²/月となりました。また、事業実施区域に最も近い民家近傍では2.10（秋季）～3.71（夏季）t/km²/月となり、全ての予測地点で「参考となる値」の10t/km²/月以下になると予測されました。

(2) 評価結果

発破作業中の散水及び火薬量の制限に関する環境保全措置を実施することで、発破作業に係る粉じん等の影響は、できる限り低減されていると評価されました。

◆原石の採取・運搬時における機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

(1) 予測結果

原石の採取時等における機械（パワーショベル、クローラードリル、ダンプトラック）の稼働に係る大気質の予測の結果、バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の合計値（年平均値）は、事業実施区域の敷地境界及び事業実施区域に最も近い民家近傍で0.0139～0.0200ppmであり、これを日平均値の年間98%値に換算すると0.027～0.037ppmとなり、整合を図る基準又は目標値である「0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」を満足すると予測されました。また、バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質は0.02102～0.02189mg/m³であり、これを日平均値の年間2%除外値に換算すると0.052～0.053mg/m³となり、整合を図る基準又は目標値である「0.10mg/m³以下であること。」を満足すると予測されました。

(2) 評価結果

各予測地点における原石の採取時等における機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、前物質が0.027～0.037ppm、後物質は0.052～0.053mg/m³であり、基準又は目標との整合が図られていると評価されました。また、作業者に対する機械の取り扱いの指導及び機械の集中稼働を避けた効率的稼働に関する環境保全措置を実施することで、原石の採取時等における機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、できる限り低減されていると評価されました。

◆原石の採取・運搬時における機械の稼働に伴い発生する粉じん等

(1) 予測結果

予測の結果、機械の稼働に係る粉じん等（降下ばいじん量）の予測値に現況値を加算した値は、事業実施区域の敷地境界で5.22（春季）～8.39（秋季）t/km²/月となりました。また、事業実施区域に最も近い民家近傍では2.22（秋季）～3.76（夏季）t/km²/月となり、全ての予測地点で「参考となる値」の10t/km²/月以下になると予測されました。

(2) 評価結果

原石採取作業中の散水、作業者に対する機械の取り扱いの指導及び機械の集中稼働を避けた効率的稼働に関する環境保全措置を実施することで、原石の採取及び運搬時等における機械の稼働に係る粉じん等の影響は、できる限り低減されていると評価されました。

◆骨材プラント及び産業廃棄物中間処理施設の稼働に伴い発生する粉じん等

(1) 予測結果

予測の結果、施設の稼働に係る粉じん等（降下ばいじん量）の予測値に現況値を加算した値は、事業実施区域の敷地境界で4.29（冬季）～7.56（秋季）t/km²/月となりました。また、事業実施区域に最も近い民家近傍では2.35（冬季）～3.81（夏季）t/km²/月となり、全ての予測地点で「参考となる値」の10t/km²/月以下になると予測されました。

(2) 評価結果

施設稼働中の散水及び作業者に対する機械の取り扱いの指導に関する環境保全措置を実施することで、施設の稼働に係る粉じん等の影響は、できる限り低減されていると評価されました。

◆碎石製品の出荷、産業廃棄物の受入及び採石跡地修景盛土材の搬入などの運搬車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

(1) 予測結果

予測の結果、バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の合計値（年平均値）は、修景盛土材運搬車両の不走行時は0.01449～0.01842ppm、修景盛土材運搬車両の走行時は0.01452～0.01868ppmとなりました。これらを日平均値の年間98%値に換算すると、修景盛土材運搬車両の不走行時は0.03009～0.03518ppm、修景盛土材運搬車両の走行時は0.03013～0.03540ppmとなり、いずれも整合を図る基準又は目標値である「0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」を満足すると予測されました。また、バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質（年平均値）は、修景盛土材運搬車両の不走行時は0.021960～0.029798mg/m³、修景盛土材運搬車両の走行時は0.022088～0.029854mg/m³となりました。これらを日平均値の年間2%除外値に換算すると、修景盛土材運搬車両の不走行時は0.053501～0.071293mg/m³、修景盛土材運搬車両の走行時は